

後志胆振国有林の地域別の森林計画 第一次変更計画書

(後志胆振森林計画区)

計画期間 (自 令和 5 年 4 月 1 日)
(至 令和 1 5 年 3 月 3 1 日)

樹立年月日 : 令和 4 年 1 2 月 2 6 日
第一次変更年月日 : 令和 5 年 1 2 月 2 5 日

北海道森林管理局

後志胆振国有林の地域別の森林計画の変更について

【変更理由】

次の理由から森林法第7条の2第3項において準用する同法第5条第5項の規定に基づき、変更する。

- 1 造林の省力化により、収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」を展開するため、低密度植栽を推進することとして、造林に関する事項を変更する。
- 2 新たに保安林を指定する必要性が生じたことから、保安林整備に関する計画を変更する。

なお、本変更計画は、令和6年4月1日から適用する。

【変更項目】

- 1 本文については、変更等を行う項目に係る部分を掲載しており、文中の下線部が変更・追加箇所である。
- 2 第Ⅲの別表については変更となる別表のみを掲載している。

【現行計画】

第3 森林の整備に関する事項

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

イ 人工造林の標準的な方法

(ア) 人工造林の植栽本数

樹 種	基準本数(本数/ha)
トドマツ	3,000
アカエゾマツ、エゾマツ	3,000
カラマツ、グイマツ	2,500
広葉樹	4,000
クロマツ(海岸林)	10,000
その他針葉樹	3,000

注) 複層林施業については、上記の本数を目安としつつ、上木の樹冠下を避けた範囲を植栽区域とする。

【変更計画】

第3 森林の整備に関する事項

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

イ 人工造林の標準的な方法

(ア) 人工造林の植栽本数

樹種	植栽本数(本数/ha)
トドマツ	1,500~2,500
アカエゾマツ、エゾマツ	1,500~2,500
カラマツ、グイマツ	1,500~2,500
その他針葉樹	1,500~3,000
クロマツ(海岸林)	10,000
広葉樹	2,000~4,000

注) 複層林施業については、上記の本数を目安としつつ、上木の樹冠下を避けた範囲を植栽区域とする。

【現行計画】

第3 森林の整備に関する事項

3 間伐及び保育に関する事項

イ 主要な樹種の保育の時期等の目安は、次のとおりとする。

作業種別	樹種	保育作業の年次別計画																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
下刈	カラマツ	←			→													
	トドマツ																	
	エゾマツ	←																
	アカエゾマツ																	
つる切・除伐	カラマツ						←										→	
	トドマツ																	
	エゾマツ									←								→
	アカエゾマツ																	

表中の←は標準的な実施年の範囲を示している。

注1) 春植を基準としているので、秋植は植付年度の翌年を1年目と読み替える。

2) 下刈については、地拵でササの根茎を除去した場合において、現地の状況により省略するなど可能な限り回数を削減する。

また、2回刈については現地の状況により、必要と判断される場合にのみ実施する。

3) つる切・除伐の実施回数については、通常1回とし、現地の状況により必要と判断される場合にのみ実施する。

ウ 保育の作業方法

(ア) 下刈

下刈については、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るために行うものとする。

下刈の終了時点の目安は、樹種、植生の種類により異なるが、大部分の植栽木が植生高を脱し、又は同程度となり、生育に支障がなくなった時期とする。

【変更計画】

第3 森林の整備に関する事項

3 間伐及び保育に関する事項

イ 主要な樹種の保育の時期等の目安は、次のとおりとする。

作業種別	樹種	保育作業の年次別計画																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
下刈	カラマツ	←			→													
	トドマツ																	
	エゾマツ	←																
	アカエゾマツ																	
つる切・除伐	カラマツ						←										→	
	トドマツ																	
	エゾマツ									←								→
	アカエゾマツ																	

表中の←は標準的な実施年の範囲を示している。

注1) 春植を基準としているので、秋植は植付年度の翌年を1年目と読み替える。

2) 下刈については、地拵方法の違いによる植生の回復状況や植栽樹種の特徴を踏まえるなど可能な限り回数削減をする。

3) つる切・除伐の実施回数については、通常1回とし、現地の状況により必要と判断される場合のみ実施する。

ウ 保育の作業方法

(ア) 下刈

下刈については、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るために行うものとする。

下刈の終了時点の目安は、樹種、植生の種類により異なるが、成林に支障がないと判断された時期とする。

【現行計画】

Ⅱ 計画事項

第5 計画量等

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等
該当なし

【変更計画】

Ⅱ 計画事項

第5 計画量等

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定 ／ 解除	種類	森林の所在		面積	前半5カ年 の 計画面積	指定又は解除を必要とす る理由	備 考
		市町村	区域				
指定	土砂 崩壊 防備	登別市	23987	33.13	33.13	土砂災害の防止のため	
	土砂崩壊防備計			33.13	33.13		
	計			33.13	33.13		

【現行計画】

Ⅲ 別表

別表3 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

単位 面積 : ha

区分	森林の所在	面積	搬出方法
総数		685.05	
市町村別内訳	登別市	2400	0.47
	伊達市	278, 298, 305, 2196, 2199, 2200, 2208	25.68
	島牧村	3102, 3114, 3129, 3144, 3157, 3175, 3177, 3178, 3206, 3208, 3217, 3352, 3353, 3368, 3369, 3452, 3453, 3468, 3474~3476, 3488, 3491, 3493, 3494, 3497, 3498	245.92
	寿都町	3068	1.55
	黒松内町	3026	0.51
	留寿都村	314	0.21
	京極町	103, 138	4.11
	共和町	1364, 1370,	4.44
	岩内町	1528~1533, 1553, 1554	208.12
	泊村	1194, 1206, 1220, 1271	6.09
神恵内村	1001~1003, 1005, 1006, 1009, 1015~1017, 1022, 1023, 1055, 1062~1064, 1072, 1083, 1085, 1189, 1191	187.76	
壮瞥町	2028	0.19	

原則として架線集材によることとする。

注)面積は対象小班を集計したものである。

【変更計画】

Ⅲ 別表

別表3 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

単位 面積 : ha

区分	森林の所在	面積	搬出方法
総数		685.05	
市町村別内訳	登別市	2400	0.47
	伊達市	278, 298, 305, 2196, 2199, 2200, 2208	25.68
	島牧村	3102, 3114, 3129, 3144, 3157, 3175, 3177, 3178, 3206, 3208, 3217, 3352, 3353, 3368, 3369, 3452, 3453, 3468, 3474~3476, 3488, 3491, 3493, 3494, 3497, 3498	245.92
	寿都町	3068	1.55
	黒松内町	3026	0.51
	留寿都村	314	0.21
	京極町	103, 138	4.11
	共和町	1364, 1370,	4.44
	岩内町	1528~1533, 1553, 1554	208.12
	泊村	1194, 1206, 1220, 1271	6.09
	神恵内村	1001~1003, 1005, 1006, 1009, 1015~1017, 1022, 1023, 1055, 1062~1064, 1072, 1083, 1085, 1189, 1191	187.76
壮瞥町	2028	0.19	

搬出する場合は、原則として架線集材によることとする。

注)面積は対象小班を集計したものである。